## 2021年4月版<2021年7月試験から適用> 損害保険募集人一般試験 教育テキスト【火災保険単位】 訂正表

頁	訂正箇所	IB	新	備考
81	第 2 編 第 4 章 ( 4 ) a . 【計算 例】(注)	(注) 購入価格と評価額の違い 分譲マンションなどの区分所有建物では、購入価格には土地 代に相当する「敷地利用権の価額」が含まれていますので、こ れを建築価額として評価すると実際の建物価額と比較して評 価額が高くなり、超過保険の原因となるため注意が必要です。 なお、消費税導入後に購入した分譲マンションなどについて は、敷地利用権には消費税が課税されないことを利用して、次 の算式に従って、消費税額から逆算して建物の再調達価額(新 価)を算出することができます(この評価方法は、建売住宅で 建物の価額が不明な場合などにも利用できます)。	(注)購入価格と評価額の違い 分譲マンションなどの区分所有建物では、購入価格には土地 代に相当する「敷地利用権の価額」が含まれていますので、こ れを建築価額として評価すると実際の建物価額と比較して評 価額が高くなり、超過保険の原因となるため注意が必要です。 なお、消費税導入後に購入した分譲マンションなどについて は、敷地利用権には消費税が課税されないことを利用して、次 の算式に従って、消費税額から逆算して建物の再調達価額(新 価)を算出することができます(この評価方法は、建売住宅で 建物の価額が不明な場合などにも利用できます)。	
		① 建物購入時の消費税額÷購入時の消費税率=購入時の建物の価額(消費税を除きます) ※上記①の価額には消費税を含んでいないため②に移ります。 ② 購入時の建物の価額+購入時の消費税額=購入時の建物の価額(消費税を含みます) ※新築物件の場合は④に移ります。新築物件でない場合はいったん③に移ります。 ③ 購入時の建物の価額×年次別指数=建物の再調達価額(新価) ※上記②および③の価額は「専有部分+共用部分のうち共有持分」の価額であるため、④に移り「専有部分のみ」の価額を算出します。 ④ 建物の再調達価額(新価)×一定割合(40%など)=建物の専有部分のみの再調達価額(新価)  上記の算式により算出される価額に現在の消費税額を加算すれば、現在の建物部分の購入価格を算出することができます。	<ul> <li>① 建物購入時の消費税額÷購入時の消費税率=購入時の建物の価額(消費税を除きます) ※上記①の価額には消費税を含んでいないため②に移ります。</li> <li>② 購入時の建物の価額+購入時の消費税額=購入時の建物の価額(消費税を含みます) ※新築物件の場合は④に移ります。新築物件でない場合はいったん③に移ります。</li> <li>③ 購入時の建物の価額×年次別指数=建物の再調達価額(新価) ※上記②および③の価額は「専有部分+共用部分のうち共有持分」の価額であるため、④に移り「専有部分のみ」の価額を算出します。</li> <li>④ 建物の再調達価額(新価)×一定割合(40%など)=建物の専有部分のみの再調達価額(新価)</li> <li>[削除]</li> </ul>	不要な記載 を削除。